



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 沖縄県教育委員会職員服務規程及び沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 2
- 沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 2
- 特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程…………… 3
- 沖縄県教育庁事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 4
- 沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程の一部を改正する訓令…………… 5

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 5
- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 6

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 12
- 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 12
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 12
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 13
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 13
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 14

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表学校人事課の項中「小中学校人事班」を「小中学校人事班 服務・選考試験班」に改め、同表保健体育課の項中「全国高校総体推進班」を「全国高校総体推進室」に改め、同表生涯学習振興課の項中「生涯学習班 新県立図書館準備室」を「生涯学習班」に改める。

第17条の表中

学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
-------	------------------------	--------------------------------------

を

学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校職員の任免、服務その他の人事管理に関する事務を総括する。 市町村立小学校及び中学校職員の任免、服務その他の人事管理に関する事務を総括する。
-------	------------------------	--

に、

義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
生涯学習振興課	新県立図書館準備室長 生涯学習推進監	新県立図書館準備室の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。

を

義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
保健体育課	全国高校総体推進室長	全国高校総体推進室の事務を総括する。
生涯学習振興課	生涯学習推進監	生涯学習推進センターの事務を総括する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)
- 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則(平成28年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第1条の表3の項中「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

沖縄県教育委員会訓令第1号

沖縄県教育委員会職員服務規程及び沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会職員服務規程及び沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会職員服務規程(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

第24号様式の2注3中「続柄」を「続柄等」に改める。

(沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部改正)

第2条 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程(平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第2号

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令
 沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員
 会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

給 料 表	号	給 時 給
行政職給料表	1	910円
	2	1,000円
	3	1,040円
	4	1,080円
	5	1,190円
	6	1,270円
	7	1,370円
	8	1,490円
	9	1,620円
教育職給料表	1	1,280円
	2	1,420円
	3	1,540円
現業職給料表	1	920円
	2	1,110円

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程を次のように定める。

平成30年 3月30日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程

（設置）

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条に規定する特別支援学校において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第4項に規定する自立活動及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第74条に規定する助言又は援助の円滑な実施を図るため、沖縄県立特別支援学校に特別支援学校自立活動等アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

（身分）

第2条 アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 アドバイザーは、沖縄県立特別支援学校の校長（以下「校長」という。）の指揮監督を受けて、次

に掲げる業務を行う。

- (1) 自立活動に対する助言に関すること。
- (2) 学校教育法第74条に規定する特別支援学校が行う助言及び援助に対する助言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 アドバイザーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 視能訓練士の資格を有する者
- (2) 言語聴覚士の資格を有する者
- (3) 理学療法士の資格を有する者
- (4) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（平成2年8月1日に財団法人日本臨床心理士資格認定協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する臨床心理士
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁県立学校教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 アドバイザーの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 アドバイザーの勤務場所は、沖縄県立特別支援学校とする。

2 アドバイザーの1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は校長が別に定める。

(服務)

第7条 アドバイザーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 アドバイザーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 アドバイザーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) アドバイザーとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

沖縄県教育庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第20号中「営利企業の従事許可」を「営利企業への従事等の許可」に改める。

第10条中第21号を第22号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 県立学校職員の営利企業への従事等の許可に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

教 育 庁

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程（平成25年沖縄県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第9項」を「第5条第7項」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第1号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条—第51条」を「第50条—第52条」に、「第52条—第54条」を「第53条—第55条」に、「第55条」を「第56条」に改める。

第4条第11号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第17条第2号及び第9号中「刑事部暴力団対策課」を「刑事部組織犯罪対策課」に改める。

第19条中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第20条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第24条の見出しを「（組織犯罪対策課）」に改め、同条中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条第1号中「暴力団犯罪」を「暴力団等による組織犯罪」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 国際捜査共助及び国際犯罪に関すること。

第25条第5号中「足こん跡」を「足痕跡」に改める。

第36条第3号中「第33条第5号」を「第34条第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月30日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部久米島交番の項中

久米島町	を	久米島町字西銘、字北原、字大原、字鳥島、字仲泊、字大田、字兼城	に改め、同
------	---	---------------------------------	-------

部久米島仲泊駐在所の項を削り、同表名護警察署の部屋部駐在所の項中「字旭山」を「字旭川」に改め、同表本部警察署の部運天駐在所の項中

今帰仁村字運天	今帰仁村字運天、字渡喜仁、字上運天、字古宇利	を
今帰仁村字上運天	今帰仁村字渡喜仁、字上運天、字運天、字古宇利	に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月30日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第3項中「様式第15号の3」を「様式第15号の2」に、「様式第15号の4」を「様式第15号の3」に改める。

別表第3一般国道506号の項の次に次のように加える。

県道8号線	うるま市勝連平安名国場堂1652番7からうるま市勝連平敷屋3645番3まで
-------	---------------------------------------

別表第3 県道29号線の項の次に次のように加える。

県道33号線	うるま市字前原幸崎原285番3からうるま市字大田長田原829番3まで
--------	------------------------------------

別表第3中

県道85号線	沖縄市字美里横通原2779番6から中頭郡北中城村字比嘉西原728番4まで
--------	--------------------------------------

を

県道85号線	沖縄市字美里横通原2779番6から中頭郡北中城村字比嘉西原728番4まで
県道130号線	中頭郡北谷町字大村城原413番4から中頭郡北中城村字瑞慶覧西原393番2まで

に改め、同表県道227号線の項の次に次のように加える。

県道伊計平良川線	うるま市字大田長田原843番からうるま市勝連平安名国場堂1651番1まで
----------	--------------------------------------

別表第3に次のように加える。

浦添市道仲西宮城南線	浦添市仲西3丁目16番から浦添市内間4丁目18番まで
------------	----------------------------

様式第14号中

交付公安委員会		年 月 日交付												
免許証番号	第	号												
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	大 特 二	けん 引 二
現に付されている条件等														

を

交付公安委員会		年 月 日交付													
免許証番号	第	号													
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
現に付されている条件等															

に改める。

様式第22号中

<input type="checkbox"/> 大型車講習	
<input type="checkbox"/> 中型車講習	
<input type="checkbox"/> 準中型車講習	
<input type="checkbox"/> 普通車講習	
<input type="checkbox"/> 大型二輪車講習	
<input type="checkbox"/> 普通二輪車講習	
<input type="checkbox"/> 大型二種講習	<input type="checkbox"/> 応急救護処置講習(一)
<input type="checkbox"/> 中型二種講習	
<input type="checkbox"/> 普通二種講習	

を

<input type="checkbox"/> 大型車講習	
<input type="checkbox"/> 中型車講習	
<input type="checkbox"/> 準中型車講習 (普通免許有)	
<input type="checkbox"/> 準中型車講習 (普通免許無)	
<input type="checkbox"/> 普通車講習	
<input type="checkbox"/> 大型二輪車講習	
<input type="checkbox"/> 大型二種講習	<input type="checkbox"/> 応急救護処置講習(一)

に改める。

○ 普通二輪車講習	○ 応急救護処置講習(二)
○ 大型二種講習	
○ 中型二種講習	
○ 普通二種講習	

様式第31号中

○ 準 中 型 車 講 習
○ 普 通 車 講 習

を

○ 準 中 型 車 講 習 (普 通 免 許 有)
○ 準 中 型 車 講 習 (普 通 免 許 無)
○ 普 通 車 講 習

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第5号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条中「あつては当該各号」を「あつては同号」に改める。

別表第1の行政職給料表級別職務区分表6級の項中「全国育樹祭準備室長」を「世界自然遺産推進室長 全国育樹祭推進室長」に、「戦略推進室長 IT戦略センター準備室長」を「戦略推進室長」に、「予察防除総括 大東漁港建設総括」を「予察防除総括」に、「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改め、同表7級の項中「全国育樹祭準備室長」を「世界自然遺産推進室長 全国育樹祭推進室長」に、「戦略推進室長 IT戦略センター準備室長」を「戦略推進室長」に、「予察防除総括 大東漁港建設総括」を「予察防除総括」に、

労働委員会事務局	審査監	を
公安委員会	警察本部の会計課の課長	
労働委員会事務局	審査監	に、「新県立図書館準備室長」を

「全国高校総体推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第6号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表4種の項中「全国育樹祭準備室長」を「世界自然遺産推進室長 全国育樹祭推進室長」に、「戦略推進室長 IT戦略センター準備室長」を「戦略推進室長」に、「予察防除総括 大東漁港建設総括」を「予察防除総括」に改め、別表第3項の表4種の項中「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第7号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

様式第1（第2条関係）

扶 養 親 族 届

（ 年 月 日提出）

任命権者	勤務公署名				
	殿	職	氏名	印	

扶養手当に関する規則第2条の規定に基づき次のとおり届け出ます。（証明書類 通添付）

届出の理由〈該当する□にレ印を付すこと〉							
□1 新たに職員となった。							
□2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。							
□3 扶養親族たる要件を欠くに至った者（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。）がある。							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別（別居の場合は住所）	所得の年額		届出事実の発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

記入上の注意

1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記

- 入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。
 - 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
 - 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考〈認定上参考になると思われる事項があれば記入する。〉

--

任命権者の記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名	印	取扱者 認印			
------------------------------	---	-----------	--	--	--

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3号(1)中「別表第5修学年数調整表の学歴区分欄」を「第13条第1項の表の左欄」に、「修学年数欄の年数」を「右欄の数」に、「年数から減じた年数」を「数から減じた数に相当する年数」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第9号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中	久米島町字比嘉2161番地4（南部土木事務所儀間駐在）	を
	久米島町字仲泊 那覇警察署久米島仲泊駐在所	

「

久米島町字比嘉2161番地4（南部土木事務所儀間駐在）	に改める。
-----------------------------	-------

」

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第10号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	東村字高江 東村字高江	高江小学校 高江中学校	3	を

東村字有銘 東村字有銘	有銘小学校 有銘中学校	1	に、
東村字高江	高江小学校	3	
東村字有銘	有銘小学校	1	
宮古島市平良字島尻 宮古島市平良字狩俣 宮古島市平良字狩俣 宮古島市平良字池間 宮古島市平良字池間 宮古島市伊良部字国仲 宮古島市伊良部字長浜 宮古島市伊良部字池間添 宮古島市伊良部字前里添	宮島小学校 狩俣小学校 狩俣中学校 池間小学校 池間中学校 伊良部中学校 伊良部小学校 佐良浜中学校 佐良浜小学校	4	を
宮古島市平良字狩俣 宮古島市平良字狩俣 宮古島市平良字池間 宮古島市平良字池間 宮古島市伊良部字国仲 宮古島市伊良部字長浜 宮古島市伊良部字池間添 宮古島市伊良部字前里添	狩俣小学校 狩俣中学校 池間小学校 池間中学校 伊良部中学校 伊良部小学校 佐良浜中学校 佐良浜小学校	4	に改める。

附 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第11号
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
別表知事部局の項中「全国育樹祭準備室長」を「世界自然遺産推進室長 全国育樹祭推進室長」に、「戦略推進室長 IT戦略センター準備室長」を「戦略推進室長」に、「所長 大東漁港建設総括」を「所長」に改め、同表教育庁の項中「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

附 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第12号
地域手当に関する規則の一部を改正する規則
地域手当に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表埼玉県の部を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第13号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健医療部健康長寿課」を「保健医療部地域保健課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--